

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新規 □ 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他 ()	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国 担当省庁 総務省 □ 県 担当部局 □ その他 名称		
件名	3 国庫補助金等に係る財産処分の承認等の運用の弾力化等について		
提案市	長野市		
提案要旨	<p>財産処分における各省各庁の長の承認等について、次の2点を要望する。</p> <p>① 文部科学省の公立学校施設整備費補助金等と同様に、有償による譲渡・貸与等においても国庫納付額相当の基金積み立てにより、国庫納付を不要とすること</p> <p>② 文部科学省の学校用地取得費補助金と同様に、用地取得費補助金についても一定の期間の経過をもって国庫納付を要さない財産処分の承認があったものとすること</p>		
提案理由	<p>インフラ長寿命化基本計画では、基本的な考え方として中長期的視点に立ったコスト管理を掲げ、社会構造の変化や新たなニーズに対応した質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については廃止・撤去を進めるなど戦略的な取組を推進するとしており、廃止した遊休施設の利活用策として、土地も含め売却を円滑に進めていく必要があるため。</p>		
現況及び課題等	<p>平成20年に財産処分の承認基準が緩和され、補助事業終了後10年を経過した財産については、補助目的を達成したとみなし、無償での譲渡・貸付等であれば国庫納付を求めない取り扱いに統一された。一方、有償での譲渡・貸付等については、原則として国庫納付が生じるが、文部科学省では公立学校整備補助金に係る財産処分手続きにおいて、学校施設整備を目的とする基金に国庫納付金相当額以上を積み立てることを条件に納付を不要としている。また、学校用地取得費補助金に係る土地の処分について、建物に係る処分制限期間の到来をもって承認があったものとして国庫納付を要さないとしており、他省庁においても同様とすることが望ましい。</p>		
法令関係	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律		